

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的考え方は、「丸運コーポレートガバナンス・ガイドライン」に示しております。
(丸運コーポレートガバナンス・ガイドラインの全文はこちらを参照: <http://www.maruwn.co.jp>)

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

実施しない理由の説明が必要となる各原則について、すべてを実施します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

原則1-4 政策保有株式については、ガイドライン第3条第3項のとおりにします。
 原則1-7 関連当事者間の取引については、ガイドライン第3条第4項のとおりにします。
 原則3-1 丸運グループの情報開示の充実は、次のとおりガイドラインのとおりとします。
 (1) 経営理念、経営計画は、ガイドライン第1条のとおり
 (2) 基本的な考え方は、ガイドラインのとおり
 (3) 経営陣幹部・取締役の報酬は、ガイドライン第4条第6項のとおり
 (4) 経営陣幹部の選任、取締役候補の選任は、ガイドライン第4条第3項のとおり
 (5) 上記に基づく個々の選任・指名の説明は、次期定時株主総会から実施します。
 補充原則4-1(1) 取締役会の決議事項は、ガイドライン第4条第1項のとおりとします。
 原則4-8 独立社外取締役2名以上の選任は、ガイドライン第5条第1項のとおりにします。
 原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準等は、ガイドライン第5条第3項のとおりとします。
 補充原則4-11(1) 取締役の全体としてのバランス等に関する考え方は、ガイドライン第4条第2項のとおりとします。
 補充原則4-11(2) 取締役・監査役について他の上場会社役員等の兼務状況は、ガイドライン第5条第4項のとおりとしております。
 補充原則4-11(3) 取締役会全体の実効性評価は、ガイドライン第4条第7項のとおりとします。
 補充原則4-14(2) 取締役に対するトレーニングの方針は、ガイドライン第4条第4項のとおりとします。
 原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針は、ガイドライン第3条第1項のとおりとします。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
JXホールディングス株式会社	11,041,848	38.12
株式会社佐藤企業	3,183,000	10.98
株式会社サンテラ	1,951,000	6.73
佐藤謙一	1,562,000	5.39
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	998,000	3.44
松井証券株式会社	732,600	2.52
丸運グループ従業員持株会	555,219	1.91
三井生命保険株式会社	400,000	1.38
株式会社みずほ銀行	249,382	0.86
株式会社三井住友銀行	240,708	0.83

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	陸運業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	
花井 健	他の会社の出身者					△							
安達 博治	他の会社の出身者							○					

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
花井 健	○	6年前に当社の主要取引銀行である株式会社みずほコーポレート銀行(現:株式会社みずほ銀行)の常務執行役員でありました。 当社は、会社法及び定款の規定により、同氏との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。	金融業界等における豊富な経験と知識をもって、社外取締役として当社業務に対して的確な助言、提言をいただけるものと判断いたしました。 株式会社みずほ銀行は当社の主要な取引先ではありますが、D/Eレシオが0.32倍と低位にあることから当社は借入金への依存度が低い上、複数の金融機関と取引しているため、同社の当社に対する影響度は大きいとはいえないこと、同氏は6年前に同社の常務執行役員を退任していることから、当社の事業等の意思決定に対して重大な影響を与え得るとはいえないと判断いたしました。 以上の理由から、一般株主と利益相反を生じる恐れはないと判断し、本人の同意を得た上で、独立役員に指定しております。

安達 博治	<p>当社の大株主であり、その他の関係会社であるJXホールディングス株式会社の取締役常務執行役員を務めております。</p> <p>当社は、会社法及び定款の規定により、同氏との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。</p>	現在JXホールディングス株式会社の取締役常務執行役員を務めており、資源・エネルギー業界における豊富な経験と知識をもって、社外取締役として当社業務に対して的確な助言・提言をいただけるものと判断いたしました。
-------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役員数	5名
監査役員数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から会計監査について説明を受けるとともに、定期的に情報の交換を行なうなど連携を図っております。内部監査部門である監査室は、監査役と適宜情報交換を行うとともに、必要に応じ監査役の営業所及び子会社への往査の際に同行しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役員数	4名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
酒井健介	他の会社の出身者							△						
辰馬仁	他の会社の出身者							△						
駒宮和明	他の会社の出身者							△						
宮本 英治	他の会社の出身者							○						

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
		5年前に当社監査役就任にするまでは、	

酒井健介	<p>当社のその他の関係会社であるJXホールディングス株式会社の子会社であったジャパンエナジー石油開発株式会社の取締役でありました。</p> <p>当社は、会社法及び定款の規定により、同氏との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。</p>	<p>ジャパンエナジー石油開発株式会社の取締役を務めた経験があり、石油業界についての豊富な経験と知識をもって、社外監査役として当社業務に対して的確な助言、提言をいただけるものと判断いたしました。</p>
辰馬仁	<p>昨年当社監査役に就任するまでは、当社の主要取引先であるJX日鉱日石エネルギー株式会社の社員でありました。</p> <p>当社は、会社法及び定款の規定により、同氏との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。</p>	<p>JX日鉱日石エネルギーの原油外航部長を務めた経験があり、石油業界についての豊富な経験と知識をもって、社外監査役として当社業務に対して的確な助言、提言をいただけるものと判断いたしました。</p>
駒宮和明	<p>現在、JX日鉱日石金属株式会社の社員であります。2年前までは当社の主要取引先であるJX日鉱日石エネルギーの社員でありました。</p> <p>当社は、会社法及び定款の規定により、同氏との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。</p>	<p>現在JX日鉱日石金属株式会社の監査室長を務めており、非鉄金属業界についての豊富な経験と知識をもって、社外監査役として当社業務に対して的確な助言、提言をいただけるものと判断いたしました。</p>
宮本 英治	<p>当社の主要取引先であるJX日鉱日石エネルギー株式会社の社員であります。</p> <p>当社は、会社法及び定款の規定により、同氏との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額であります。</p>	<p>現在JX日鉱日石エネルギー株式会社の物流管理部長を務めており、石油業界についての豊富な経験と知識をもって、社外監査役として当社業務に対して的確な助言、提言をいただけるものと判断いたしました。</p>

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

変動する経営環境に対応するとともに、経営の透明性を確保及び経営層の業績向上に向けての意欲を高めるため、退職慰労金を廃止し、業績連動型報酬を導入しています。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

平成27年3月期における当社の取締役に対する報酬額は年間総額107百万円です。(そのうち社外取締役に対する報酬は5百万円です。)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

現在社外取締役及び社外監査役に対しては、取締役会の開催にあたり、招集通知の送付とともに、決議事項に関する資料を事前に配布し、必要に応じて事前に説明を行っております。

また、監査役の監査機能充実のため、監査役事務担当者を置き、監査役の業務を補助させております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、取締役を少数、かつその半数以上を他社出身者とし、広範な視点からの意思決定を行えるよう機能を強化するとともに、社外取締役を2名選任し、独立した観点から経営に対する監督を行う体制としております。また、監査役4名は全員社外監査役とし、監査機能を強化しております。

当社は、定例の取締役会を毎月1回、また、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行っております。社外取締役以外の常勤の取締役は執行役員を兼嘱し、取締役会の決議によって定める業務の執行にあたっております。また、毎月3回社長が議長となり、役付執行役員及び社長が指名する執行役員からなる経営役員会を開催し、重要事項の協議、業務執行に関する基本的事項及び重要事項に係る意思決定を行っており、この経営役員会には常勤監査役2名が出席しております。この他、毎月1回店所長会議を開催し、全社的な業務の執行状況の報告を社長に対し行っております。

当社の常勤監査役は、取締役会、経営役員会、店所長会議、グループ経営会議、コンプライアンス委員会、内部統制会議等に出席し、常に会社の状況について報告を受けており、これらの会議において必要と判断した時は、自由に意見を述べることのできる体制となっております。

当社は、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく会計監査を清陽監査法人に依頼しております。

同監査法人において監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成については、次のとおりです。

1. 業務を執行した公認会計士の氏名
業務執行社員：齊藤孝氏、鈴木智喜氏
2. 監査業務に係る補助者の構成
公認会計士9名、その他1名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は経営の意思決定機能と執行役員による業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会において、社外取締役2名を選任するとともに監査役4名全員を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。

コーポレート・ガバナンスにおいては、外部からの客観的、中立的な経営監視機能が重要と考えており、取締役会において議決権を有する社外取締役による監督、及び社外監査役による監査の実施により、外部からの経営監視が十分に機能すると判断し、現在の体制としております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成26年は、定時株主総会開催日の19日前に発送しました。 平成27年は、定時株主総会開催日の19日前に発送しました。
集中日を回避した株主総会の設定	平成26年の定時株主総会においては、集中日(6月27日)の2日前に開催しました。 平成27年の定時株主総会においては、集中日(6月26日)の2日前に開催しました。
その他	平成27年は、株主総会招集通知を定時株主総会開催日の35日前に当社ウェブサイトに掲載しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社の決算短信やプレスリリース、株主総会招集通知等をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署:総務部 IR担当役員:永津亮取締役常務執行役員 IR事務連絡責任者:藤田猛総務部総務担当部長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	顧客満足度の向上と社会に対する責任を全うし、もって信頼される企業グループを確立することを基本方針とした「丸運グループCSR推進規則」をグループ各社を対象に定めております。同規則においては、コンプライアンスの推進、安全及び物流品質の向上、環境維持の推進を重点分野としております。 物流事業を営む企業として事業活動における環境負荷の低減に積極的に取組むとの方針の下、環境マネジメントシステムの確実な実施により、継続的改善に努めております。なお、1ヶ所の事業所においてISO14001の認証を取得しております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則等に基づき、当社の業務の適正性を確保するための内部統制システムの基本方針を定め、かかる体制の下で会社の業務の適法性・効率性の確保並びにリスクの管理に努めるとともに、環境の変化に応じて体制の見直しを行い、その改善・充実を図ることとしております。

平成26年4月25日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針を一部改正し、「内部統制会議」を新設しました。

内部統制システムの運用に当たっては、内部統制会議において運用状況の定期的モニタリングを実施することとしております。また、当社グループはコンプライアンス基本方針及びコンプライアンス基本規則を定め、企業活動のあらゆる場面において法令遵守はもとより、社会規範並びに企業倫理に則って誠実に行動することを示すとともにコンプライアンス委員会を運営しております。

また、法令違反やコンプライアンスに関する事実について取締役・使用人が直接情報提供を行えるよう、グループ全社を対象とした通報制度を設け、運用しております。

さらに、平成27年6月24日開催の当社取締役会において、内部統制システムの基本方針を改定し、内部統制システムの構築及び運用については、グループ全体として取り組むことを明示するとともに、監査役の職務が実効的に行われる体制を整備することにより、グループとしての統制機能を明示しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、健全な会社経営のため、丸運グループコンプライアンス基本方針及び基本規則を定め、この中で、反社会的勢力とは一切関係をもってはならない旨を規定しています。また、不当な要求等に対しては、警察等の外部専門機関と緊密な連携関係のもと、関係部署が連携・協力して組織的に毅然とした対応をとることとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

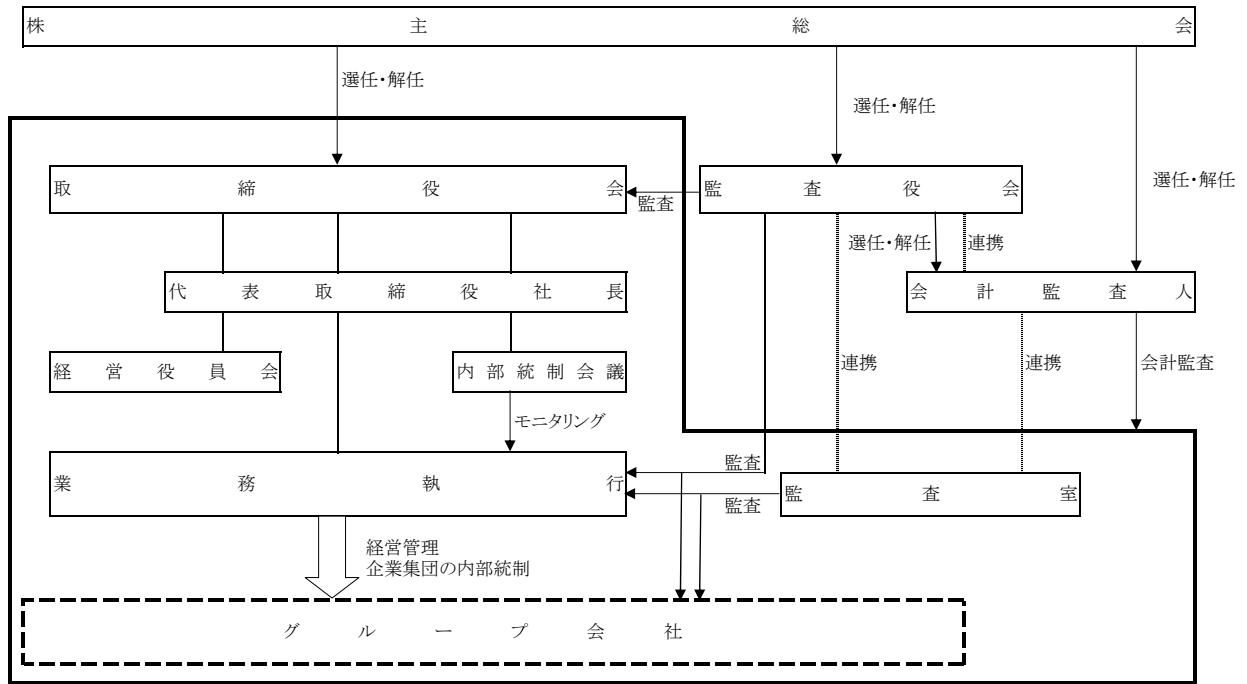
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【模式図】

コーポレート・ガバナンス体制



【模式図】

適時開示体制の概要

